

ジャンビ州の狩猟採集民族オラン・リンバの土地権序論

中 島 成 久*

Introduction to the Land Title of the Orang Rimba, Hunters and Gatherers of Jambi, Indonesia

NAKASHIMA Narihisa*

Abstract

This paper examines the present situation of the Orang Rimba, hunters and gatherers of Jambi Province, Sumatra, who have faced the issue of land exploitation as a result of the Indonesian government's developmental policies regarding transmigration, industrial timber and oil palm plantation since 1980s. This paper also proposes a solution through their recent land recovery movements. The population of Orang Rimba of Jambi Province is 3,650 people (2008), and they used to have *Jelajah*, or a territory for hunting and gathering, under the leadership of *Tummengung*, a senior leader.

The Basic Agrarian Law of 1960 guarantees *hak ulayat*, or communal land rights to each *masyarakat hukum adat* or customary law society. However, this right was almost completely denied by The Basic Forestry Law of 1967, which dictated that the other laws should not be applied to forest areas which covered 70 % of Indonesia. Through this Law, the Indonesian government enforced all the development policies of local societies, and deprived the people of their lands and resources with almost no compensation. This was the reason why so many land disputes became very popular when Suharto resigned in 1998, or the beginning of *Reformasi*, Reformation.

In 2000 when the Bukit Duabelas National Park (BDNP) of 60,000 hectares was created, some Orang Rimba who have their *Jelajah* in BDNP were permitted to stay inside the park and continue their own way of life. Nevertheless, the other Orang Rimba who are living around BDNP, have been deprived of their land and forest since the 1980s. These people, whose number is estimated to be 1,500, have no other way of to make a living except through 'stealing' oil palm fruits in PT SAL oil palm plantations of 30,000 ha. Sometimes they have been accused of robbery of the estate properties, and 14 people have been killed so far.

Since the beginning of the 21st century, some groups of 130 households have been demanding

* 法政大学国際文化学部 ; Faculty of Intercultural Communication, Hosei University, 2-17-1, Fujimi, Chiyoda, Tokyo, 102-8160 / nnaka@hosei.ac.jp

their land right to PT SAL on the basis of CSR, but now they have started claiming 1,000 ha of 5,000 ha of PT SAL's nucleus estate relying on the Presidential Decree of 2018 No. 86. As the Indonesian government does not recognize the rights of Indigenous People under International Law, their struggle must be very difficult. However, it is urgent to find a solution for those who have lost their land titles due to the developmental policies of Indonesia and continue to confront the immediate struggle for survival.

キーワード：オラン・リンバ，狩猟採集民族，ジャンビ州，土地権，移動

Keywords: Orang Rimba, hunter and gatherer, Jambi, land title, mobility

はじめに

本稿は、2018年11月17日の白山人類学研究会第11回研究フォーラム「インドネシア外島部における森・土地をめぐる現場のポリティックス——企業，先住民，移住者の動きから」において「ジャンビ州の森の民オラン・リンバの先住民権について——巨大アブラヤシ企業への抵抗と適応戦略」と題する筆者の発表のなかの、オラン・リンバの土地権に焦点を当てて整理したものである¹⁾。

1980年代から活発になった先住民の土地権については、文化人類学において研究の蓄積がなされている。その簡潔な要約については、スチュワート・ヘンリを参照した〔スチュワート1997: 231-255〕。また、上村英明の「先住民の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり〔上村2008: 53-68〕も参照した。本稿で目指すのは、そうした国際先住民運動がインドネシアでどのように理解、展開され、それがジャンビ州の狩猟採集民族オラン・リンバ(Orang Rimba)の土地権を考える際、どこまで有効で、何が問題であるのかを考察する。

インドネシア政府は1960年の土地基本法第3条で²⁾、インドネシアの慣習法共同体(マシヤラカット・フクム・アダット, *masyarakat hukum adat*)の基本的な権利として共有地権(*hak ulayat*)を認めた。共有地自由処分権の意味である。だが、1967年林業基本法第17条によって、森林域(*kawasan hutan*)内では他の法律はその効力を失うとされた³⁾。全インドネシア

1) この時の発表は、大阪大学国際公共政策研究科に提出した博士論文『インドネシアにおけるアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の研究——共有地権とヘゲモニー関係の分析』(2020年1月31日博士号〔国際公共政策〕取得)の第II部第3章「ジャンビ州の森の民オラン・リンバの先住民権——巨大アブラヤシ企業への抵抗と適応戦略」にまとめている。本稿はその資料の一部を用いているが、新たな資料も追加している。

2) Undang Undang No.5 Tahun 1960 Tentang Peraturan Dasar Pokok-pokok Agraria (土地の基本に関する1960年法律第5号)。この法律の日本語訳については水野広祐氏の土地基本法に従う。例えば〔水野1997〕参照。ちなみに英訳はBasic Agrarian Lawである。

3) Undang-undang Republik Indonesia, Nomor 5 Tahun 1967 Tentang Ketentuan-Ketentuan Pokok Kehutanan, 第17条「森林から直接間接に利益を得る慣習法共同体あるいは私権を持つ集団の権利

の国土の70%が森林域とされ、スハルト時代の開発政策を遂行するのに大きな役割を果たした。だが、森林域内に住む住民の土地への権利はほとんど保証されず、そのことが土地紛争の大きな原因となった⁴⁾。

国際先住民族運動はインドネシアでも影響を及ぼした。スハルト時代の開発政策によって土地への権利を奪われた地域住民が、失われた土地への権利を求めて、国際先住民族運動で唱えられた先住民族権を梃子にその権利を主張し始めた。まず、先住民族 (indigenous people) をインドネシア語にどう翻訳すべきかという問題が生じた。さまざまな候補のなかから、マジャカット・アダット (masyarakat adat, 先住民族・慣習法社会) に決定した。その結果、AMAN (Aliansi Masyarakat Adat Nusantara, ヌサンタラ先住民族・慣習法社会連盟) が1999年結成された。だが、AMANのいうマジャラカット・アダットはインドネシア政府の用いるマジャラカット・フクム・アダットと同義ではないだけではなく、インディジナス・ピープルとも同義ではない⁵⁾。マジャラカット・フクム・アダットがオランダ植民地時代の支配-被支配関係を反映した、歴史的に変化しない(静的)、自己完結的な「民族」であると仮定されたのに対して、マジャカット・アダットは開発政策で土地への権利を奪われ、それに抵抗する「人々」という意味合いが強い [Arizona and Cahyadi 2013: 52-55]。

1998年5月、32年間続いたスハルトが退陣し、インドネシアは改革時代を迎えた。スハルト時代に抑圧されていた土地権を求めて、全インドネシアで土地紛争が広がった。こうした土地紛争を解決するための法改革を政府は目指し、いくつかの法律を施行した。その一つが、慣習法共同体の共有地問題解決の指針に関する1999年土地空間大臣令第5号である⁶⁾。その第2条第2で慣習法共同体の存在認定の条件として、(1) 共通の慣習法の存在、(2) 特定の共有地の存在、(3) その人々によって運営されている共有地の存在、を挙げている。さらに、村落に関する2014年法律第6号第97条では⁷⁾、慣習法共同体認定の条件として、(1) 領域性、

を実現することが、本法律の目指す目的を妨害することがあってはならない。

- 4) ベドナーによると、森林省は約70%もの面積を森林域としたが、その境界がはっきりしなかった。改革時代に入って、州政府とこの境界問題を解決するために森林省は州や県との「協調化」政策を追求したが、権力の競合問題を惹起した。資源の豊かな3州(中カリマンタン州、リアウ州、リアウ群島州)は中央政府の提案を拒否した。中カリマンタン州は90%に及ぶ森林域を82%にまで減らしたが、減少部分はすでに農園や住宅に利用されている地域が中心になっていた。林業に関する1999年法律第44号(1999年改訂森林法)は、地方分権関連法によって力をつけてきた州や県に対して、森林省の権限を強化した [Bedner 2016: 75-76]。
- 5) どの国も受け入れるインディジナス・ピープルの定義は存在しない。インドネシアは2007年「先住民族の権利に関する国連宣言」に賛成したが、時のインドネシア国連大使のムハマッド・アンショル (Muhammad Anshor) は「国連宣言での先住民族の定義は1998年ILO総会での先住民族の定義に依拠しているが、それはインドネシアの事情に合わない」との見解を示している [United Nations 2007]。
- 6) Peraturan Menteri Negara Agraria / Kepala Badan Pertanahan Nasional Nomor 5 Tahun 1999 Tentang Pedoman Penelesaian Masalah Hak Ulayat Masyarakat Hukum Adat
- 7) Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 6 Tahun 2014 Tentang Desa

(2) 独自の慣習法 (アダット) ⁸⁾, (3) 慣習法が運営されていること, を要求している。

その結果, 全インドネシアで 20 余りの慣習法共同体 (マシヤラカット・フクム・アダット) が認定された。ジャンビ州では現在 2 つの慣習法共同体が認定されている。一つは, 2006 年認定されたブンゴ県のダトック・シナロ・プティであり ⁹⁾, もう一つはクリンチ・スブラット国立公園内に住むムランギン県ジャンカット郡のスランパス ¹⁰⁾ である。いずれもきわめて小さな社会である。2 つのコミュニティを慣習法共同体として認定した県条例によれば, 認定の条件として村の土地を外部の者に売らないという条件が付されている。

ジャンビ (Jambi) 州のオラン・リンバは, テボ (Tebo) 県, ブンゴ (Bungo) 県, ムランギン (Merangin) 県, バタンハリ (Batang Hari) 県の 4 県に分散して住んでいる。2008 年の調査で 3,650 人いると推計されている ¹¹⁾。ところが, こうした法律で認定される慣習法共同体 (マシヤラカット・フクム・アダット) は県知事によってなされるので, 現行法ではオラン・リンバ全体を慣習法共同体として認めることはできない ¹²⁾。さらに, 「移動」を基本としてきたオラン・リンバの生活様式では慣習法共同体の 3 要件のなかの「領域性」の条件を満たさないし, 法律が要求するような慣習法を運営する組織も持っていない。

狩猟採集民族オラン・リンバの人々は 1970 年代以降インドネシア政府のトランスミグレーション政策 ¹³⁾, 産業造林, アブラヤシ農園開発によってその生活空間がつぎつぎと囲われ, 狩猟採集経済を支える森を失っていった。2000 年ブキット・ドゥアプラス国立公園 (6 万 ha) が成立し ¹⁴⁾, その内部に遊動域 (Jelajah) を持つオラン・リンバの人々は住むことが許されたが ¹⁵⁾, その他のグループにとっては何の解決策にもならず, 森を失ったオラン・リンバの人々

8) ファン・フォレンホーフェン (Cornelis van Vollenhoven) に始まる 20 世紀初頭のオランダ人慣習法研究者によってインドネシアの民族集団は「慣習法 (アダット) を共有する共同体 (Adatrecht gemeenschappen)」と呼ばれた。

9) Peraturan Daerah Kabupaten Bungo Nomor 3 Tahun 2006 Tentang Masyarakat Hukum Adat Datuk Sinaro Putih Kecamatan Pelapat Kabupaten Bungo

10) Peraturan Daerah-Hukum-Adat-Serampas

11) 内訳は南ジャンビに 1,670 人, ブキット・ティガブルーの北ジャンビに 450 人, ブキット・ドゥアプラスに 1,500 人となっている。2013 年統計では公園域に 1,775 人が住んでいる。ブキット・ティガブルー域にはブキット・ドゥアプラス域から最近移動した。ブキット・ドゥアプラス国立公園周辺はオラン・リンバの地理的な意味での中心である。

12) 土地空間大臣令 1999 年第 5 号は, 慣習法共同体の存在を認め, 共有地権を認める地方分権法の規定 (地方自治に関する 1999 年法律第 22 号, 中央と地方の財政的なバランスに関する 1999 年法律第 25 号) に沿って, 承認の権限は県が持つこと, その認定には外部の第 3 者 (大学や研究機関) による調査が必要であるとしている [Bedner 2016: 72]。

13) 人口の過剰なジャワから人口の希薄なジャワ以外の島々 (外島) への移住政策はオランダ植民地時代以来行われている。しかし, 政府が中心的な役割を果たし, 組織的で, 貧困対策, 食料増産など一連の開発政策の一環としてなされたのは 1970 年代のスハルト時代からである。

14) Taman Nasional Bukit Duabelas, 以下 TNBD と略する。

15) 「ブキット・ドゥアプラス国立公園に関する 2000 年林業大臣決定第 285 号, 2000 年 8 月 23 日公布」(Surat Keputusan Menteri Kehutanan dan Perkebunan Nomor : 285/Kpts-II/2000 Tanggal

はその生存が危機にさらされている。

インドネシア政府によると、インドネシアはいまだに植民地時代の支配—被支配関係下の構造が存続していて、インドネシアの民族集団 (suku bangsa) すべてが先住民族であるとしているが、実際にはオラン・リンバの先住民族権を認めていない¹⁶⁾。「インドネシアのすべての民族集団が先住民族である」という主張は、インドネシア独立後ジャワを中心としてなされてきた国民国家建設によるプリブミ間のヘゲモニー関係とマイノリティーの周縁化を全く無視した見解である¹⁷⁾。この国連宣言は、開発に際して FPIC(自由で事前のインフォームド・コンセント) を求めている、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドのようなそれまで先住民運動に好意的な国々が反対した [小坂田 2014: 94-95]。

インドネシアが FPIC を認めていないことは、以下のようなオラン・リンバの土地収用のやりかたがこの宣言後の 2012 年にも行われたことで分かる。インドネシア最大の通信社アンタラ・ニュースは以下のように伝えている。「ブンゴ県南部のブジャン・ラバの森にもオラン・リンバのコミュニティ、約 50 世帯が存在したが、4つのアブラヤシ農園会社により 3 万 ha (生産林) の土地から追われた。一世帯当たりわずか 20 万ルピア (当時のレートで 1,700 円) の『補償』と、将来的には農園の収穫の配分があるという甘い約束が与えられただけであった。豊かだった森は消え、元の狩猟採集民には戻れず、今や彼らは分散して居住し、周囲のマレー系農耕民のための仕事をしながらなんとか暮らしている」¹⁸⁾。

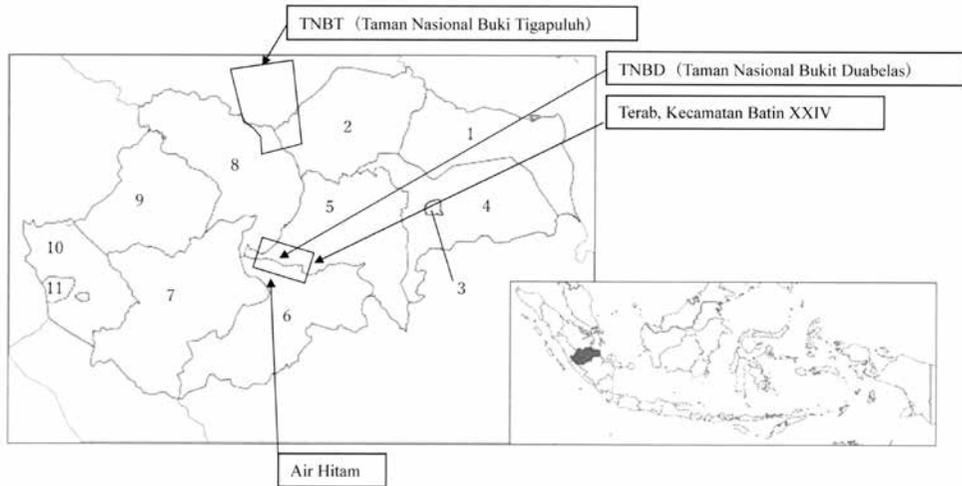
さらに、改革時代に示された共有地問題解決の指針は、農耕民社会の土地制度を基本にした考え方であり、狩猟採集民族には適用されにくい。そもそも、オラン・リンバの人々には、インドネシアの国民すべてに常に携行を義務付けられている住民証 (KTP, Kartu Tanda

23 Agustus 2000) により TNBD 成立。TNBD の運営に関する 2007 年林業大臣令 (Peraturan Menteri Kehutanan Nomor : P.03/Menhut-II/2007) によって TNBD は「オラン・リンバの生活と生存資源を保全する」ことが謳われている。この規程については、TNBD 管理事務所のホームページである、Taman Nasional Bukit Duabelas, Sejarahha Kawasan (online) 参照。なお、「遊動 (域)」という用語はニホンザルの行動 (圏) を表す専門用語であるが、文化人類学では、狩猟採集民や遊牧民の移動性を表す用語として「遊動」という用語が用いられている。例えば、[高倉 2010: 147-49] 参照。

16) 当時の国連大使であるムハマッド・アンショルは、その理由を以下のように説明している。「この宣言のいくつかの条項は未解決のまま残されている。特にだれが先住民族であるかの定義がないことである。そのためにこの宣言が適用されるべき人々がだれであるかを明確にできない。この宣言では ILO 会議で用いられた定義を用いているが、そこでいう先住民族とは部族社会の人々とは区別されている。インドネシアでは植民地時代の全民族がそのまま変わらずに残されているので、宣言のなかの権利は先住民族以外の人々を完全に排除していて、インドネシアでのコンテキストには適用されない。インドネシアは先住民族の権利を促進するようさらに努力する」。United Nations, General Assembly Adopts Declaration on Rights on Indigenous People; Major Step Forward Towards Human Rights for All, says President, Meetings Coverages and Releases 13 September 2007.

17) この問題については第 II 章で詳述する。

18) Antara News (online), Bukit hunian Orang Rimba dibabat, kompensasi Rp200 ribu, 2 Agustus 2012.



市，県名

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 Tanjung Jabung Timur | 7 Merangin |
| 2 Tanjung Jabung Barat | 8 Tebo |
| 3 Jambi | 9 Bungo |
| 4 Muaro Jambi | 10 Kerinci |
| 5 Batang Hari | 11 Sungai Penuh |
| 6 Sarolangun | |

図1 ジャンビ州地図

出典：筆者作成

Penduduk)は発給されておらず、インドネシア国民としての扱いをこれまで受けてこなかった¹⁹⁾。本論考では、オラン・リンバの土地との関わりはどのようなものであり、その現状を分析し、その土地権保全のためにはどのような理論構成が可能なのかを考察する。ただ、ページ数と手持ちの史資料の関係で今回は序論的な考察にとどめる。

I オラン・リンバにとっての土地

1 オラン・リンバと外部社会

池谷和信は『狩猟採集民からみた地球環境史』の序論において、狩猟採集民研究史を批判的に展望し、グローバルヒストリーを意識した地球環境史のなかに位置づけることを提案し

19) アンタラ・ニュース電子版によると「2010年人口統計と同じく2020年人口統計にもオラン・リンバの人口統計を算入するとジャンビ州人口統計局が発表した」と報じている [Antara News (online) 19 September 2019]。ということは、10年ごとに行われる2000年以前の人口統計にはオラン・リンバはカウントされていなかったと思われる。誰が国民であるかは重要な問題である。人口統計にカウントされなかったということは十全たる国民とは見なされていなかったということである。

ている。そして、狩猟採集民の歴史を便宜的に、「(1) 狩猟採集民のみの時代、(2) 狩猟採集民と農耕民との共生関係や農耕民化の時代、(3) 前近代・近代の国家形成の時代、(4) 市場経済化の時代の4つの時代に区分して論を進める」と述べている [池谷 2017: 7]。本稿では池谷の時代区分のなかの(2)と(4)の時代を取り扱う。

オラン・リンバの儀礼や信仰について博士論文をANUに提出したサガーはジャンビの内陸部の住民について次のように述べている。「歴史的にジャンビは双系制で妻方居住制のムラユ人が卓越していたが、集合的にクブ (Kubu) と呼ばれるマレー語を話す森に住む人々が少数派として存在していた。クブと呼ばれた人々は孤絶しているのではなく、下流域に存在した王朝のムラユ人代理人と政治経済的な関係を維持してきた。例えば負債とか、あるいは奴隷としての関係である。こうした住民は果樹栽培、移動しての食料調達、そして交易のための森の産物の採集を交えた経済を営んでいた。現代、多くの上流部ムラユ人は水田耕作、漁猟や狩猟を行っているが、大部分はおもにゴム栽培と伐採業に従事している。過去数世紀にわたってこの地域には母系制のミナンカバウ (Minangkabau) 人が移住してきた。1980年代初期からは政府のトランスミグラーシ政策によって多数のジャワ人やバリ人がやってきた」 [Sager 2008: 3]。

さらにサガーは、「非文明的、臭い、愚か」というコノテーションを伴うクブと呼ばれていた人々が植民地時代には二つのカテゴリーに分けられていることを指摘している。「人類学の文献では南スマトラやジャンビの内陸部に住む、移動し、アニミズム信仰の人々をクブと呼んでいた。19世紀から20世紀のヨーロッパ人はクブを二つのカテゴリーに分けていた。一つは飼いならされ、文明化したクブ・ジナック (Kubu Jinak) であり、他の一つが森深く住み、外界との接触をつとめて避けるクブ・リアル (Kubu Liar) である。ヨーロッパ人の観点からは、クブ・ジナックとはクブ・リアルがマレー世界の影響を強く受けてより文明化していく過程にあるとみなされた」 [Sager 2008: 4-5]。

この「飼いならされ、文明化した」クブ・ジナックが、インドネシア独立後、焼畑耕作民のタラン・ママック (Talang Mamak) やバティン・センビラン (Bathin Sembilan) となり、「野生の」クブ・リアルがオラン・リンバという民族集団に収斂していったと仮説的に考えることができる [Sager 2008: 5-6]。

独立後オラン・クブが差別的な呼称ということで、社会省によってオラン・リンバ (森の民) という呼称がこの時代に提唱され、現代に至っている。ところが、オラン・リンバ以外に SAD (Suku Anak Dalam, 奥地の民) との呼称もあり、オラン・リンバ自身も好んでこの名称を受け入れている。少なくとも反発はない²⁰⁾。しかしながら、問題なのは SAD の指示

20) 1973年社会省が、孤絶している人々を指す言葉として Suku-suku Terasing を採用した。それはインドネシアの主流となる社会文化から隔絶している人々を指す。数年後 Masyarakat Terasing に変

対象である。オラン・リンバ（狩猟採集民）以外に、同じジャンピ州に住む焼畑耕作民のバティン・センビランやタラン・ママック、あるいはリアウ群島州に住む水上居留民のオラン・ラウト（Orang Laut）も SAD と呼ばれている。オラン・リンバがオラン・クブと呼ばれていた時代にも、バティン・センビランとタラン・ママックもクブと呼ばれていて、外部からみるとこの三者の区別は明確でなかった。それが SAD と呼ばれる現代でも外部からは内部の違いは明確ではない。しかしながら、内部の認識ではお互いの違いは明確である。

スタインバッハとクンツは、国際先住民運動による「先住民民族」という概念がオラン・リンバには適用され、同じ居住域に住むムラユ人には適用されなかった結果、土地や資源へのアクセス権で大きな差別が生じていると述べている。彼らの見解はオラン・リンバと外社会との関係をよく説明しているが、オラン・リンバの先住民民族権が認められているわけではなく、その点では間違っている。TNBD に遊動域を持つオラン・リンバの居住権を認めたのは彼らの先住民権を事実上認めているとはいえるが、公的には否定している。

「オラン・リンバはスルタン王朝と系譜的な関係があると主張している。地元のムラユ人エリートとオラン・リンバはパトロン・クライアント関係を維持してきて、今日にまで続いている。オラン・リンバは TNBD 南部のアイル・ヒタム（Air Hitam）のムラユ人と兄弟姉妹関係があるとされる。オラン・リンバの伝承によると、ある男性はまだ結婚していないことを恥じて村を出た。彼は森の果樹の下で休んだが、果物が女性に変身し、彼はその女性を妻にした。彼らには 2 人の息子と 2 人の娘の 4 人の子どもができた。兄弟姉妹は別れて暮らした。娘の子孫は森に住み続けた。一方息子の子孫は森の外で定住型の生活を始めた。別れる前、兄弟姉妹はお互いの繁栄に責任を持つべきだと誓い合った」[Steinebach and Kunz 2017: 53-55]。

アイル・ヒタムへのトランスミグレーション政策によりジャワ人が入植してきて、こうした系譜関係は分断されたという。「25,000 世帯がアイル・ヒタムに定住した。この結果、地元のジャンピ人と移住者のジャワ人という分類を生じさせた。以前人口希薄な、しかし豊かな地域は突然政府の活動と支配の及ぶ地となった。他方、森に住むオラン・リンバのような人々は“伝統的に隔離した地域に住む人々”（KAT, Komunitas Adat Terasing）と呼ばれた。オラン・

わった。それは特定の小規模なエスニック集団のことである。インドネシア人類学の創始者クンチャラニングラットは 1993 年編著“Masyarakat Terasing di Indonesia”（『インドネシアの孤絶した民族』）のなかで 20 の民族集団を取り上げている [Koentjaraningrat ed. 1993]。小規模な狩猟採集民、海洋民がその対象である。社会省はその人口を 150 万人と推計した。パプア 60 万人、東カリマンタン 40 万人、その他 50 万人。人類学的に言えば、どのグループがマジャラカット・テルアシンで、他はなぜそうでないのか、という疑問がある [Persoon 1998: 287-89]。その後社会省によって Komunitas Adat Terpencil (KAT, 隔離した慣習法社会) という用語も用いられるようになった [Persoon 1998: 287-89]。クンチャラニングラット編の前掲書には、スマトラのサカイ人（リアウ州）、メンタウェイ島人（西スマトラ州）、エンガノ島人（スマトラ島南東部）が取り上げられているが、オラン・リンバは紹介されていない。

リンバを伝統的に隔絶した地域に住む人々とカテゴライズすることで、国家はアイル・ヒタムでの彼らの先住民としての地位を無視することになった。再び、姉妹は兄弟と分けられた。姉妹、つまりオラン・リンバはインドネシア国民とは認められず、インドネシア国民と認められている兄弟、つまりムラユ人と分けられた。しかし、両者とも国家によって慣習的な土地所有権を奪われてしまった」[Steinebach and Kunz 2017: 56-58]。

スタインバッハとクンツはオラン・リンバの先住民としての地位が認められていると間違っていて主張しているが、オラン・リンバが TNBD 内に住むことが認められるようになったのは、彼らの先住民権によるものではない。「はじめに」で述べたように、インドネシアは 2007 年の「先住民の権利に関する国連宣言」に賛成をしたが、ムハマッド・アンショルの発言に見られるように国内法上オラン・リンバの先住民権を認めているとはいえない。

2 オラン・リンバのリーダーシップ

オラン・リンバ社会はトゥムングン (Tumenggung) のリーダーシップの下に構成される連合体である。トゥムングンとは狩猟採集民オラン・リンバの遊動域 (Jelajah) を共にするグループの指導者である。優れた個人 (ビッグマン) ではなく、家系による継承がなされる。それは首長制に近いが、オラン・リンバに身分制はない。森のなかで知らない者に出会ったときに、相手のトゥムングンの名前を尋ね、それで相手がだれであるかを理解する。

TNBD 域に 13 人、テボ県に 3 人、ブンゴ県に 1 人のトゥムングンがいる。トゥムングンはダトック (Datuk) とも呼ばれていて、マレー系住民の共通の称号であるが、ミナンカバウ社会との類似性がある。Datuk とはミナンカバウ母系制のカウム (kaum, 最大リネージ) やスク (suku, 氏族) の指導者のことで、その地位は姉妹の男の子供 (甥) に継承される。サガーは、移住してきたミナンカバウ人が自らをプンフルー (penghulu) というミナンカバウ母系制の指導者の称号で名乗っていた事実を指摘している [Sager 2008: 3]²¹⁾。

トゥムングンの下に、いくつかの補助職階 (ドゥパティ Depati, マンク Mangku, メンティ Menti など) がある。TNBD 内のマケカル川域のオラン・リンバの職階についてサガーは以下のような表を示している [Sager 2008: 83]。

サガーは、「職階の保持者は通常年長の男性やキャンプの長である。彼らは慣習法についての知識や運用についての名声などによって民主的な方法で決められる。彼らの職階はムラユ

21) オラン・リンバの起源を表す語りのなかに、起源はミナンカバウであるとするものもある。オラン・リンバを支援する NGO の KKI (Komunitas Konservasi Indonesia) WARSI (Warung Informasi Konservasi) の活動家で現在ディボネゴロ大学の人類学講師であるブラセティヨは次のように述べている。「ジャンピの女王を助けるためにミナンカバウのパガルユン王朝は強大な兵を派遣した。ところが一行がバタンハリ川に差し掛かったところ、広大な森に進路を阻まれ、とうとう森に住むようになった」[Prasetijo 2015: 46-47]。

表 1 オラン・リンバの職階

オラン・リンバ		
長老	リーダー	宗教の指導者
トゥンガナイ Tengganai	トゥマングン Temanggung*	ドゥコン・ゴドン Dukon Godon
	ドゥパティ Depati	
	マンク Mangku	
	メンティ Menti	
	アナック・ダラム Anak Dalam	
ブンフルー	ブンフルー	ブンフルー
コミュニティ	コミュニティ	コミュニティ

* トゥマングン Tumanggung, トゥマングン Temanggung などいくつかの表記法があるが、トゥマングンはマケカル川流域の方言のようである。

出典：[Sager 2008: 83]

人の首長によってのちに支持される」と述べている [Sager 2008: 83]。「トゥマングンは慣習法の主要な問題を解決するが、彼と同列の存在がトゥンガナイである。トゥンガナイはコミュニティを越えたリーダーシップを発揮する。トゥンガナイはしばしば元トゥマングンがなっていて、主要な事案に対してトゥマングンにアドバイスを与える。年長のあるいは名声のあるシャーマン（ドゥコン・ゴドン）も宗教の問題では影響力がある」[Sager 2008: 83-84]。

3 オラン・リンバにとっての移動

オラン・リンバにとって移動 (Remayow) は経済的な理由だけではなく、彼らを清浄な状態に保つためになされる。サガーによると、「バリサン山脈に至る上流部の盆地に住んでいたオラン・リンバは、二つの生業様式を交互に行っていた。焼畑耕作と野生のヤマイモを採集することによる遊動生活である。遊動生活はメンバーの死を契機にして起こるが、ただ単に生活スタイルを変えるためだけにもなされる。それは狩猟、罾がけ、漁猟、交易のために森の産物の収集などを交えた経済活動である [Sager 2008: 7]。

サガーは、オラン・リンバのキャンプ生活について以下のように述べている。「野生のヤマイモを掘ることは核家族のキャンプでもありうるが、ふつうは拡大家族形態でなされる。焼畑耕作の季節になると、複数の拡大家族が集合し、10～100人にまで達する。親族は双系制で、妻方居住制をとり、母の親族との関係が父の親族との関係よりも優先される」[Sager 2008: 58]。

ブキット・ティガプル国立公園 (Taman Nasional Bukit Tigapuluh, 以下 TNBT と略) ²²⁾

²²⁾ TNBT はリアウ州とジャンピ州にまたがる 14 万 3,000ha の国立公園 (1995 年成立)。

域に住むオラン・リンバについて研究を行ったエルクホリーは、こうした焼畑耕作と狩猟採集経済の組み合わせからなる生活様式を TNBT 域のオラン・リンバは行わないと断言している。エルクホリーはこう続けている。「焼畑耕作をうまくやっていく知識を持っていないと発言する者もいた。他の地域では焼畑耕作をするオラン・リンバがいるけれども、オラン・リンバは一般的に自らを焼畑耕作民とは見なしていない。またコメを主食としている東南アジアの人々のように稲作栽培に相当な時間をかけないし、稲作儀礼を行わない。稲作は定着型の生活と結びついていて、定着型の生活様式の悪影響が持ち込まれる可能性もあるので注意する必要がある」[Elkholy 2016: 103-104]。

さらに、エルクホリーは続ける。「焼畑耕作で行われる儀礼は根菜類の栽培に関わる儀礼的象徴的信仰が適用されていて、このことは焼畑耕作がオラン・リンバ社会に最近導入されたことを示している。根菜類を植えるのは大規模な面積を必要とせず、高い移動性の社会には根菜類の栽培が適合的であった」[Elkholy 2016: 104]。

移動についても新たな見解が示されている。「森の深い部分でも最近では企業の伐採が行われていて、小規模伐採も行われている。そうした現場に鉢合わせをしたオラン・リンバは直ちに移動し、そうした侵入者から距離を置く生活を選ぶ。キャンプ地を移動する際、森の精霊とのコミュニケーションの末に決定される。ドゥコン (dukon)²³⁾ がトランス状態になって病気や下流部からの悪影響の原因が特定され、移動によってそうした悪影響から救われる。移動する最大の要因は望ましい繁栄状態を求めることである」[Elkholy 2016: 102]。

焼畑耕作でない生業形態や移動しながらの採集生活、つまりルマヨウを伴う生活は「オラン・リンバにとって聖なる生活、森での移動と狩猟採集による生活を送ることを意味している。しかし、ルマヨウという状態はある場所から別の場所に自由に移動するというだけでなく、自律と存在論的な意味での清らかな状態 (Murni) を示している」[Elkholy 2016: 105]。

4 森の野生動物の利用

では一体「森の民オラン・リンバ」は森のどのような野生動物をどの程度利用しているのだろうか。ジャンビ大学林学部のノブリアンティらは 2013 年 9 月から 10 月にかけて TNBD 内のマケカル川流域のオラン・リンバにインタビュー調査を行った。その結果、29 種類の野生動物がたんぱく源 (48.28%)、伝統薬 (20.69%)、慣習法上の必要性 (24.14%)、他販売用 (6.9%) に利用されていた [Novriyanti et al 2014: 299]。

以下の表はオラン・リンバによって利用された野生動物の種類とその利用法である [Novriyanti et al 2014: 303]。

23) 表 1 では宗教の指導者としてドゥコン・ゴドンという職階が記されている。

表2 マケカル川流域のオラン・リンバの野生動物利用

No	現地名 (和名)	学名	利用目的			
			タンバク源	伝統薬	慣習法上の必要性	販売用
1	Bebi / babi hutan (ヒゲイノシシ)	<i>Sus barbatus</i>	✓			
2	Rusa (サンバー)	<i>Cervus unicolor</i>	✓			
3	Kijang (ホエジカ)	<i>Munitacus muntjak</i>	✓			
4	Kancil (マメジカより小型のシカ)	<i>Tragulus javanicus</i>	✓			
5	Napu (オオマメジカ)	<i>Tragulus napu</i>	✓			
6	Trenggiling (マレーセンザンコウ) *	<i>Manis javanica</i>				✓
7	Kuau (セイラン)	<i>Argusianus argus</i>	✓			
8	Kura-kura (ノコヘリマルガメ) **	<i>Cyclemys dentate</i>				✓
9	Landak (スマトラヤマアラシ) **	<i>Hystrix sumatrae</i>		✓		
10	Beruang madu (マレーグマ)	<i>Helarctos malayamus</i>		✓		
11	Harimau (スマトラトラ) ***	<i>Panthera tigris sumatrae</i>			✓	
12	Gajah (スマトラゾウ) ***	<i>Elephas maximus</i>			✓	
13	Telegu / sigung (ジャワスカンクアナグマ)	<i>Mydaus javanensis</i>		✓		
14	Buaya (イリエワニ)	<i>Crocodylus porosus</i>		✓		
15	Burung seelayat (キガシラヒヨドリ)	<i>Pycnonotus zeylanicus</i>		✓		
16	Tupai Tanah (トゥパイの一種)	<i>Lariscus insignis</i>		✓		
17	Siamang (フクロテナガザル) ***	<i>Sympahlangus syndactylus</i>			✓	
18	Burug binti (ハト科の一種)	<i>Streptopelia sp.</i>			✓	
19	Ikan kalus (オレオクロミス属の魚)	<i>Oreochromis (?)</i>		✓		
20	Biawak (ミズオトカゲ)	<i>Varamus salvator</i>	✓	✓		
21	Tapir (マレーバク)	<i>Tapirus indicus</i>			✓	
22	Rangkong kecil (オナガサイチョウ) ***	<i>Rhinoplax vigil</i>			✓	
23	Lele (ヒレナマズ属の魚)	<i>Clarias spp.</i>	✓			
24	Patin (パンガシウス属の魚)	<i>Pangasius spp.</i>	✓			
25	Gabus / huloton (プラーチョン)	<i>Chama striata</i>	✓			
26	Biyung / kodok (カエルの一種)	<i>Rama sp.</i>	✓			

野生動物の種類			利用目的			
No	現地名 (和名)	学名	タンパ ク源	伝統薬	慣習法 上の必 要性	販売用
27	Ayam hutan (セキショクヤケイ)	<i>Gallus gallus</i>	✓			
28	Musang (パームシベット)	<i>Paradoxrus hermaphroditus</i>	✓			
29	Labi-labi (スッポン科の一種)	<i>Tryonix cartilaginous</i>	✓			

* 絶滅危惧種 (6 マレーセンザンコウ)

** 準絶滅危惧種 (8 ノコヘリマルガメ, 9 スマトラヤマアラシ)

*** 絶滅危種 (11 スマトラトラ, 12 スマトラゾウ, 17 フクロテナガザル, 22 オナガサイチョウ)

出典: [Novriyanti et al 2014: 303]

BDNP 内に住むオラン・リンバが狩猟の対象にしている野生の動物のなかに、野生動物の保護と利用に関する 1999 年法律第 7 号 (Undang-undang No.7/1999 tentang Pengawetan dan Pemanfaatan Satwa Liar) によって、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、絶滅危種に指定されている動物がいる。そうした動物種のなかで、マレーセンザンコウ、ノコヘリマルガメは販売用に狩られている。スマトラヤマアラシは伝統薬用に狩られている。それ以外のスマトラトラ、スマトラゾウ、フクロテナガザル、オナガサイチョウが、慣習法上の必要性のために狩猟の対象とされている。ノブリヤンティらの記述によれば、「そうした動物はオラン・リンバの慣習法で狩猟を禁じられているが、例外的に薬として重要な場合、あるいは生命の危険にさらされた場合には狩猟が許されている。オラン・リンバの慣習法で狩猟を禁じられている野生動物を殺すことは彼らの神々を殺すことに等しい」[Novriyanti et al 2014: 305-306]。だが、慣習法上の禁忌の規程のなかにも例外的に禁忌の野生動物を殺すことは認められているし、雨季と乾季によってその慣習法の実践内容に差があり、あるいは居住地から遠く離れていると慣習法の制約は強くは受けない [Novriyanti et al 2014: 307-308] ノブリヤンティ氏との Facebook 上のやり取りのなかで、氏は「現在トラや象をオラン・リンバが狩猟をすることはない」と発言した (2020 年 1 月 25 日)。ノブリヤンティ氏の発言に対して WARSИ 代表のルディ氏は「オラン・リンバにとってトラやゾウはカミなので狩猟をすることは絶対はない」と述べた (2020 年 1 月 25 日)。

民族集団としてのオラン・リンバとしての生存と、絶滅危惧種の保護の問題をやはり考える必要はあるだろう。もっとも、オラン・リンバが儀礼用に利用する絶滅危惧種の量と密猟者によって狩られる量は圧倒的に後者の量が多いだろうから、まずは密猟を取り締まることが先決である。

II 土地を奪われるオラン・リンバ

たとえ、オラン・リンバにとって理想は森のなかで狩猟採集による遊動生活を送る生活であるとはいっても、そうした生活はもはやBDNP内に住む一部の集団にしか可能ではない。1970年代以前なら、焼畑耕作と狩猟採集経済の組み合わせによる生活様式でもオラン・リンバとしての自律性を維持できたが、1980年代以降、政府による中核農園方式によるアブラヤシ農園開発や産業造林政策が進められると、急速に森は失われ、彼らは生存の危機に陥った。

1 SAL社の操業とそれへの抵抗

TNBD付近では1980年代の半ばからアブラヤシ生産が行われるようになった。SAL社(PT Sari Aditya Loka)は1988年に操業を開始した。アストラ・アグロ・レスタリ社が90%の株式を保有している。インドネシアのアストラグループが親会社である。SAL社は二つの県にまたがっている。事業権はテボ県知事より2005年2月に、サロラングン県知事より2005年5月に承認された。SAL社はSAL1とSAL2の2社がある。2社合わせて33,867.75ヘクタールもの広大な農園を所有している[PT. Sari Aditya Loka 1, Company Profile (online)]。

筆者の調査では、オラン・リンバがどのような手続きを経てその生活環境を失っていったかについて、以下の証言を聞くことができた。2019年8月20日、21日の2日間サロラングン県アイル・ヒタム郡に住む5人のオラン・リンバの人々とジャンピ市のWARSИの事務所ですインタビューを行った。BDNPの南西端に当たる地域である。彼らは現在SAL社を相手取って土地の返還を求めている。オラン・リンバの人々は次のように土地収用の実態を訴えた。「SAL社が来るまでは、その土地は我々の遊動域(Jelajah)であった。当時トゥムングンの数は多くなく、その補佐役のデパティ(Depati)が多かった。けれども、その後人口が増え、グループは枝分かれして、現在13人のトゥムングンがいる。ところが、1980年代になると、突然政府に“ここはSAL社の土地になるのだから、土地を明け渡せ”と迫られた。何の補償もなく、我々は土地を追われた。当時覚書や売買契約書のようなものは一切なかった」。

本稿の「はじめに」で述べたブジャン・ラバの森での土地収用の実態からみると、1980年代の土地収用がどれほどオラン・リンバの権利を無視してなされたかは容易に推測できる。

オラン・リンバを支援するNGOのWARSИの報告によると、オラン・リンバはSAL社の農園周辺の11カ所に130世帯、505人が住んでいる。彼らは生まれると胎盤を埋め、名づけの儀礼を行う命名の木を必要としていて、そこがオラン・リンバの生活の拠点であったが、今ではそうしたものは存在しない²⁴⁾。彼らの一部は政府支給の住宅に居住し、なかにはテント

24) 2019年8月インタビューした5人のうち、2人がテント生活、3人は政府支給の家に住んでいる。

生活を送っている者もいる。森を失い、SAL社の農園や移住してきたジャワ人や地元のムラユ人のプラスマ園²⁵⁾周辺で暮らしているオラン・リンバの人々の生活は悲惨である。

アブラヤシ農園とコンフリクトを起こし、この15年間に14人のオラン・リンバが死亡したことをWARSIの報告書(「PT SAL社とオラン・リンバとの紛争解決の機会」)は述べている²⁶⁾。同報告書によると、彼らの生活は、ヘビ、トカゲ、ゴムの実/落下したアブラヤシ/ピナンの実を拾うこと、ネジレフサマメノキ(Petai)、ジリンマメ(Jengkol)²⁷⁾、その他地元のジャワ人やムラユ人が利用しない食料の採取に依存している。2019年のインタビューでは、そのほかに、月に一回ほど、ワニ猟をやると言っていた。夜中寝ているワニを銃で撃ち、肉を食べるそうである²⁸⁾。

問題になるのは、彼らにとっては生計を立てる手段としての行為が大農園やプラスマ農民にとって盗みとなることが多いことである。主なトラブルの原因として以下のことが挙げられている。(1)村人の農園やアブラヤシ園からブロンドラン(brondolan、農園内に落下したアブラヤシの実)を盗む、(2)農園や小農の農園に入って狩猟をして、ごみを残し、農園側の警備員や村人とトラブルを起こす、(3)ブロンドランを拾い、仲買に売る(これは農園の「財産」の侵害に当たる)。多くのケースが「慣習法による解決」とあるが、警察沙汰にしないためにオラン・リンバにわずかの金銭を与えただけの解決であったであろう。

以上の記述から、SAL社周辺に住んでいるオラン・リンバの生活が森を失い、生存の危機のレベルにまで追い詰められていることがよくわかる。かつて、オオミツバチの巣から採れるハチミツは彼らに豊かな食生活の源を提供するほか、余剰分を売って現金を得る資源であった。こうしたハチミツを採るシアラン(sialang)の木²⁹⁾はほとんど伐採され、ハチミツ採取もできない。インタビューのなかで、「10キロ以上の生産があれば、余剰分を売る」とのことであったが、ほとんど採れないという現状である。

2 土地の返還を主張するオラン・リンバ

2000年代に入ってから、オラン・リンバたちはSAL社に対して土地を返してほしいと要

25) ここでいうプラスマ園というのは、SAL社の中核農園の周辺に位置づけられる小農のアブラヤシ農園のことである。

26) KKI WARSI, Peluang Solusi Konflik Orang Rimba dengan PT SAL, Pekat IB Sumbar, Year Not Mentioned, Not Published.

27) ジリンマメ、マメ科の植物で実は異臭がある。インドネシア料理ではポピュラーな食材。

28) WARSIの報告書ではワニのペニスも入っているが、これは精力剤である。しかし、インタビューした5人は、「ワニのペニスは利用しない。多分別の地域の人たちのことであろう」という。

29) シアランの木とは森の中の背の高い木で、オオミツバチが好んで巣を作る木である。特定の樹種ではなく、数種類の樹種がある。シアランの木を毀損すると罰金が科せられる。「SAL社によって何百本、何千本ものシアランの木が破壊されたが、彼らはとてつもない賠償をしなければならない」とインタビューしたなかの一人が語っていた。

求し始めたが、SAL社は企業の社会的責任（CSR）による住民の福祉の向上を行なうと述べるだけであった³⁰⁾。2018年8月24日付でWARSИ副代表のアディ・チャンドラ氏はジャンピ州知事に対してサロラングン県アイル・ヒタムのオラン・リンバの苦境について、8月28日に州知事との面会を要求した。2018年8月25日、サロラングン県アイル・ヒタム郡オラン・リンバ農民組合委員長のアフリザル氏の名前で現ジョコ・ウィドド政権の進める農地改革（TORA, Tanah Obyek Reforma Agraria）の提案がなされた。

その書簡のなかで以下のことが訴えられている。

1970年代以来のアブラヤシ農園開発政策はこの地に大きな影響を与えた。SAL社の操業以来その地にいたオラン・リンバは住処を奪われた。会社の操業と同時に多数のプラスマ農民として移住者が来て家と土地を与えられたが、オラン・リンバの土地は収奪され、悲惨な生活を送っている。生計の手段としてオラン・リンバは狩猟を行い、落下したアブラヤシの実を拾い、挙句の果ては物乞いにまで身を落とす者もいる。オラン・リンバは今、農園から追い出され、会社とあるいはプラスマ農民と対立を起こしている。今後の生活のためにオラン・リンバには土地が必要である。

8月24日付の書簡で希望した28日の知事との面会は不首尾に終わった。アフリザル氏は再び、28日、オラン・リンバの直面している深刻な問題を知事に訴えることが許されるよう要望書を出した³¹⁾。

WARSИ代表のルディ・シャフ氏はオラン・リンバの要求を以下のように解説してくれた。

- 1 SAL社の事業権（HGU）の延長は認めない（35年間だとすると2030年まで有効）
- 2 SAL社の企業の社会的責任（CSR）として以下を要求
 - (1) 各世帯5haの土地をアクセス可能な地域内に与えること
 - (2) SAL社の土地は彼らが以前生活圏としていた利用していた土地で、その生活補償をすること

SAL社の操業で土地を奪われたオラン・リンバの人々にSAL社のCSRとして各世帯に5haの土地を与えてほしいという要求に対して、会社側は拒否している。中央政府が各企業に指導すれば問題は解決するとは、ルディ氏の見解である。

ところが、その後事態は大きく変わった。農地改革に関する2018年大統領令第86号第7条第1項cは「事業権者は事業権の更新、終了時に元の所有者に最低20%の国有地（事業権の設定された土地）を返還しなければならない」³²⁾と規定した。このことを根拠に、オラン・リンバはSAL1社の中核農園の5,479haの20%、1,095haの土地を彼らに与えるよう要求し

30) 2019年8月20－21日のWARSИでのインタビューによる。

31) 一行は8月28日の朝知事公舎を訪ねたが、知事は不在で、午後知事第3秘書と面会し、要望書を提出した。州知事第3秘書は問題を検討することを約束した。

32) Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 86, Tahun 2018 Tentang Reforma Agraria.

ている。5人の各グループの生活圏がSAL 1社の中核農園の中にあるからで、プラスマ農民の土地に対する返還は考えていない。

こうした失われた土地権の主張は、バタンハリ県バティン第24郡トゥラップ地区に住むオラン・リンバのグループも始めている。4人のトゥムンゲン、167世帯のオラン・リンバの人々は、ワナ・プリンティス社(PT Wana Perintis)との間に114haのゴム園の社会林業(提携林業)を行うことで合意している。彼らはそのことに満足しているわけではなく、さらなる希望を持っているが、とりあえずはわずかな現金収入が得られることに安堵している。そのほかに、アブラヤシ農園BKS社(PT Bahana Karya Semesta)との間でも緊張状態が続いている。

2016年6月、BKS社との間に大きな衝突が起きた。それ以前、トゥラップのオラン・リンバの人々は、BKS社のアブラヤシ園に入り、落下したアブラヤシの実を拾って生計の足しにしていたが、突然それが禁止されてしまった。BKS社の警備員は抗議する人々に対して、実力行動を行った。その結果、2人がけがをし、車1台、オートバイ5台、衣類1,000枚が焼かれた。その後会社との間で損害の賠償と今後の対策が話し合われているが、けが人2人への補償以外の交渉は進展していない³³⁾。

彼らはTNBD内にハチミツを採集するためのシアランの木を持っていて、そこから上がる現金収入が大きい。ゴム園での提携林業の収入が少なくても、またブロンドランを拾うことを禁じられても、森の果実であるハチミツ採集が彼らの大きな収入源となっている。そのリーダーであるメンティ(トゥムンゲンの筆頭補佐)のンゲルンボ氏は、「1トンのハチミツを採取したばかりだ」と述べた。WARSI代表のルディ氏によると、「シアランの木が2本あれば、1トンのハチミツの収穫が可能で、4,000万ルピアの現金収入があった」とのことである。

3 住民証問題

2017年画期的な判決が出ている。インドネシア憲法裁判所は住民証KTPやKK(Kartu Keluarga 家族証明書)の信仰欄にAliran Kepercayaan³⁴⁾と書くことを認めると発表した。それは住民行政に関する2006年法律第23号(Undang-Undang Nomor 23 Tahun 2006 tentang Administrasi Kependudukan)、関連法は、住民行政に関する2013年法律第24号(Undang-Undang Nomor 24 Tahun 2013 tentang Administrasi Kependudukan)に記され

33) この衝突については、2019年8月26日現地インタビューを行ったほか、以下の資料がある。
Kantor Berita Radio (KBR) (online), Perusahaan Sawit Sinar Mas 'Tolak Tanggapi' Permintaan Orang Rimba Jambi, 8 Juni 2016 a, Kantor Berita Radio (KBR) (online), Pasca Lebaran, Orang Rimba dan PT BKS Bertemu Bahas Tuntutan, 7 Juli 2016 b.

34) ジャワ神秘主義の特徴を持ついくつかのシンクレティズムの宗教のことであるが、公認6宗教以外の「その他の宗教」を意味する。

ている6つの宗教（イスラーム、カトリック、プロテスタント、ヒンドゥー、仏教、儒教）以外の宗教を否定するのは憲法違反だとの主張を認めたものである³⁵⁾。この憲法裁判所の決定を受け、ジョコ・ウィドド大統領は関係省庁がその決定の実施化を検討することを指示し、地方政府にも検討するよう指示した³⁶⁾。

この憲法裁判所の決定はオラン・リンバにもいい影響を及ぼし始めている。オラン・リンバがイスラームに改宗した場合、野豚（ヒゲイノシシ）を食べられなくなり、狩猟による食料確保ができなくなる。もともと、オラン・リンバは家畜化された動物を食べてはならないというタブーがあった。森での生活を今でも続けている人々はこのタブーを厳守している。森が減少するにつれて、獲物となる動物が激減した。イスラーム化した人々が野豚を食べられなくなることで、定住化したオラン・リンバの生活は苦しくなり、挙句の果てにはジャンピ市に出て乞食になり下がるという人々さえ出ている。

2019年8月にインタビューを実施した2つのオラン・リンバのグループのなかで、アイル・ヒタム郡のオラン・リンバの5人全員がKTPを持っていると答えた。そのなかで、イスラームを受容した者が2人、「独自の信仰」（Kepercayaan）としてその宗教が登録されている者が3人いた。これに対して、トゥラップ地区のオラン・リンバは全員KTPがないと答え、イスラームは一人もいなかった。

こうした事実からわかることは、アイル・ヒタムに住む人々の方がより定住化に近い生活形態をとっているということである。アイル・ヒタムの人々はTNBDとの関係はほとんどなく、森の果実を得ることができない。農耕民になれるわけではなく、彼らの生活はアブラヤシ農園内に落下したアブラヤシの実（ブロンドル／ブロンドラン）を拾って売ることで、主に夜間農園内に入って狩猟をすることで成り立っている。一方、トラップ地区の人々はTNBDとの関係はまだ維持している³⁷⁾。

おわりに

オラン・リンバは歴史的にジャンピ州下流域のスルタン王朝と関係があった。内陸の森に住む人々は差別的な意味を込めてオラン・クブと呼ばれていたが、そのなかにも焼畑耕作を取り入れ、より定着型の人々もいた。他方、外界との距離を保ち、森での移動生活を追求す

35) Kompas.com (online), MK: Kolom Agama di KTP dan KK Dapat Ditulis "Penghayat Kepercayaan", 7 November 2017.

36) Beritagar.id. (online), KTP untuk penghayat kepercayaan seusai pilkada. 19-September-2016.

37) プラセティヨは現在のオラン・リンバをその定住化の度合いによって3類型に分け、それぞれの特徴を14の指標によって類型化している。定住化の度合いとは、遊動的な生活、半定住化の生活、定住化の3類型である。違いを生み出す指標は、宗教、儀礼やタブーの実践、住居、定住化政策への態度、同化の度合い、公的施設へのアクセス、など14項目ある [Prasetijo, 2017: 267]。

るクブもいて、そうした子孫が現代のオラン・リンバと呼ばれる人々である。彼らのなかに焼畑耕作を行っている者もいたが、それは理想的な生活ではなく、理想は森で狩猟採集生活を続けることである。

こうした移動を続ける狩猟採集民族の間では、遊動域 (Jelajah) というテリトリー観念があった。そのなかで一人のトゥムングンの指導の下の生活が行われていて、通常は核家族、あるいは拡大家族での小さな単位でのキャンプ生活を送っていた。移動 (Remayow) は彼らの生活を常に清らかな状態をもたらす必要な生活形態であった。

ところが、インドネシア政府による開発政策によって、森は囲われ、これまでの生活形態を維持することは困難になってきた。一部 TNBD 内に居住を認められたグループがいるが、それはインドネシア政府が彼らの先住民族権を認めて決定したものではない。

改革時代の法改革はオラン・リンバの現状を解決する指針とはなりえないが、農地改革に関する 2018 年大統領令第 86 号と 2017 年 11 月の憲法裁判所判決により住民証 KTP の宗教欄に Aliran Kepercayaan (独自の信仰) を記載することを認めたことは特筆すべき事柄である。大統領令に基づいてアブラヤシ農園に奪われた土地の返還の要求がなされ、またオラン・リンバの KTP にも「独自の信仰」が認められ始めている。

そもそも、オラン・リンバのような狩猟採集民族に土地権のようなものが存在するのかわかは大きな問題だが、オーストラリアではアボリジニの聖地に対して土地権が認められた。一部のオラン・リンバは失われた土地権の返還を主張し始めている。もちろん過去オラン・リンバに対してなされた殺人傷害事件などは人権の観点から厳しく糾弾されなければならないし、インドネシア政府が 2007 年「先住民族の権利に関する国連宣言」をしぶしぶであれ認めたので、そうした観点からオラン・リンバの権利を主張していくことは可能である。だが、さらに、インドネシアの現行法を批判的に検討したうえで、オラン・リンバの苦境を解決するための理論構築を行い、政府関係機関にも訴えていくことが緊急の課題として浮上してきている。

参 考 文 献

池谷和信

2017 「序論 狩猟採取民から見た地球環境史」『狩猟採集民からみた地球環境史——自然・隣人・文明との共生』池谷和信 (編), 1-21 ページ, 東京大学出版会.

水野広祐

1997 「インドネシアにおける土地権転換問題——植民地期の近代土地権の転換問題を中心に」『東南アジアの経済開発と土地制度』水野広祐・重富真一 (編), 115-154 ページ,

アジア経済研究所.

スチュアート, ヘンリ

1997 「先住民運動——その歴史, 展開, 現状と展望」『紛争と運動』青木保他 (編), 231-255 ページ, 岩波書店.

小坂田裕子

2014 「先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセントを得る義務——国際人権法の環境・開発分野への影響の限界と可能性」『世界法年報』33: 94-122.

高倉浩樹

2010 「生活様式としての遊動定住連続体一定住化政策後の森林ネッツにおける社会組織と居住」『東北アジア研究』14: 147-187.

上村英明

2008 「『先住民族の権利に関する国連宣言』獲得への長い道のり」『PRIME (明治学院大学国際平和研究所紀要)』27: 53-68.

Arizona, Yance and Erasmus Cahyadi

2013 *The Revival of Indigenous Peoples: Contestations over Legislation on Masyarakat Adat*, In *Adat and Indigeneity in Indonesia: Culture and Entitlements between Heteronomy and Self-Ascription*, edited by Brigitta Hauser-Scaublin, pp. 43-62, Göttingen: Göttingen University Press.

Bedner, Adriaan

2016 *Indonesian Land Law: Integration at Last? And for Whom?* In *Land & Development in Indonesia: Searching for the People's Sovereignty*, edited by John McCarthy and Kathryn Robinson, pp. 63-88, Singapore: ISEAS Yusof Ishak Institute.

Elkholy, Ramsey

2017 *Being and Becoming: Embodiment and Experience among the Orang Rimba of Sumatra*, New York and Oxford: Berghahn.

Koentjaraningrat (ed.)

1993 *Masyarakat Terasing di Indonesia*, Jakarta: Penerbit PT Gramedia Pustaka Utama.

Komunitas Konservasi Indonesia Warung Informasi Konservasi (KKI WARSI)

n.d. *Peluang Solusi Konflik Orang Rimba dengan PT Sal*, Not Published.

Novriyanti, Burhanudin and Bismark

2014 *Pola dan Nilai Lokal Etnis Dalam Pemanfaatan Satwa Pada Orang Rimba Bukit*

Duabelas Provinsi Jambi, *Jurnal Penelitian dan Konservasi Alam* 11(3): 299-313.

Persoon, Gerard

1998 Isolated Groups or Indigenous Peoples; Indonesia and the International Discourse, *Bijdragen tot de Taal-, Land-en Volkenkunde* 154(2): 281-304.

Prasetijo, Adi

2015 *Orang Rimba, True Custodian of the Forest: Alternative Strategies and Actions in Social Movement Against Hegemony*, Jakarta Selatan: Indonesian Center for Sustainable Development and Komunitas Konservasi Indonesia Warsi.

Prasetijo, Adi

2017 Living Without the Forest: Adaptive Strategy of Orang Rimba, *Senri Ethnological Studies* 95: 255-278.

Sager, Steve

2008 *The Sky is our Roof, the Earth our Floor: Orang Rimba Customs and Religion in the Bukit Duabelas Region of Jambi, Sumatra*, Doctoral Thesis, The Australian National University.

Steinebach, Stefanie and Yvonne Kunz

2017 Separating Sisters from Brothers: Ethnic Relations and Identity Politics in the Context of Indigenous Land Titling in Indonesia, *Austrian Journal of South-East Asian Studies* 10 (1): 47-64.

[ウェブサイト]

Antara News

2012 "Bukit hunian Orang Rimba dibabat, kompensasi Rp200 ribu, 2 Agustus 2012." Accessed on September 3, 2019.

<https://jambi.antaranews.com/berita/298111/bukit-hunian-orang-rimba-dibabat-kompensasi-rp200-ribu>

2019 "Orang rimba akan mulai disensus BPS Jambi melibatkan Warsi, 19 September 2019." Accessed on November 27, 2018.

<https://www.antaranews.com/berita/1071824/orang-rimba-akan-mulai-disensus-bps-jambi-melibatkan-warsi>.

Beritagar.id.

2016 "KTP untuk penghayat kepercayaan seusai pilkada. 19-September-2016." Accessed on November 27, 2018.

<https://beritagar.id/artikel/berita/ktp-untuk-penghayat-kepercayaan-seusai-pilkada>

Kantor Berita Radio (KBR)

2016a "Perusahaan Sawit Sinar Mas 'Tolak Tanggapi' Permintaan Orang Rimba Jambi, 8 Juni 2016." Accessed on August 29, 2019.

https://kbr.id/nusantara/06/2016/perusahaan_sawit_grup_sinar_mas_tolak_tanggapi_permintaan_orang_rimba_jambi/81998.html

2016b "Pasca Lebaran, Orang Rimba dan PT BKS Bertemu Bahas Tuntutan, 7 Juli 2016." Accessed on August 29, 2019.

https://kbr.id/nusantara/07/2016/pasca_lebaran_orang_rimba_dan_pt_bks_bertemu_bahas_tuntutan_/82917.html

Kompas.com

2017 "MK: Kolom Agama di KTP dan KK Dapat Ditulis "Penghayat Kepercayaan", 7 November 2017." Accessed on November 27, 2018.

<https://nasional.kompas.com/read/2017/11/07/13020811/mk-kolom-agama-di-ktp-dan-kk-dapat-ditulis-penghayat-kepercayaan>

PT. Sari Aditya Loka 1

2013 "Company Profile." Accessed on November 18, 2018.

http://sariadityaloka1.blogspot.com/2013/11/company_profile.html

Taman Nasional Bukit Duabelas

n.d. "Sejarah Kawasannya." Accessed on July 27, 2019.

<http://www.tnbukitduabelas.id/profile/sejarah-kawasan>

United Nations

2007 "General Assembly Adopts Declaration on Rights on Indigenous People: Major Step Forward Towards Human Rights for All, Says President," Meetings Coverages and Releases 13 September 2007. Accessed on July 27, 2019.

<https://www.un.org/press/en/2007/ga10612.doc.htm>